11　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～三　（略）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

12　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間
（略）	

13　選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備であって、公募開始日が令和七年三月三十一日以前に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
整備法第二十条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

11　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～三　（略）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該風力発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

12　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該風力発電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間
（略）	

13　選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備であって、公募開始日が令和七年三月三十一日以前に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
促進法第十七条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	